

資料 1

小中学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり公布する。

平成 2 4 年 4 月 1 日

長久手市教育委員会委員長

長久手市教育委員会規則第 号

小中学校管理規則の一部を改正する規則

小中学校管理規則（平成 14 年長久手町教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(学級編制) 第 14 条 <u>教育委員会は、愛知県教育委員会が定めた基準を標準として、児童生徒の実態や校長の意向を考慮して学級を編制し、遅滞なく愛知県教育委員会に届け出なければならない。</u> 2 (略)	(学級編制) 第 14 条 <u>校長は、愛知県教育委員会に協議し、同意を得た学級及び学級ごとの児童生徒数に基づいて学級を編制しなければならない。</u> 2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正前

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（抜粋）

（学級編制）

第四条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

（学級編制についての都道府県の教育委員会の同意）

第五条 市（特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号において同じ。）町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条の学級編制について、あらかじめ、都道府県の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。同意を得た学級編制の変更についても、また同様とする。

長久手市教育委員会 小中学校管理規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第2条・第3条）
- 第3章 教育活動（第4条—第9条）
- 第4章 教材の取扱い（第10条）
- 第5章 教職員（第11条—第30条）
- 第6章 施設及び設備の管理（第31条—第37条）

（学級編制）

- 第14条 校長は、愛知県教育委員会に協議し、同意を得た学級及び学級ごとの児童生徒数に基づいて学級を編制しなければならない。
- 2 校長は、学級を担当する職員及び教科を担当する職員を命じ、教育委員会に報告しなければならない。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣 旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概 要

(1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。[義務標準法第3条関係]

学級編制の標準: 40人

小学校1年生: 35人

- 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第2項・第3項関係]

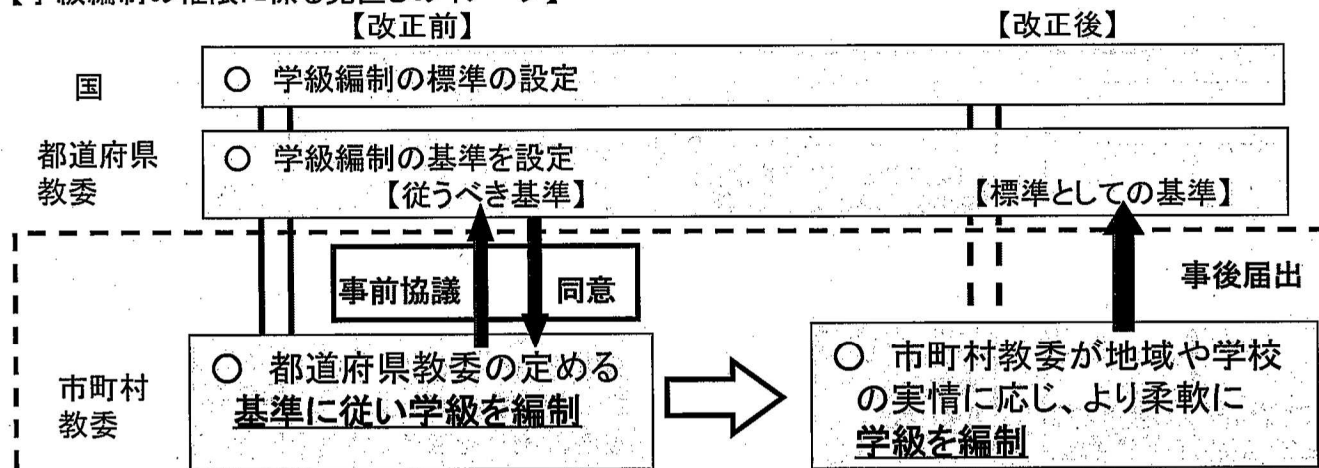
(参考)

第1次 34~38年度	第2次 39~43年度	第3次 44~48年度	第4次 49~53年度	第5次 55~3年度	第6次 5~12年度	第7次 13~17年度
50人	45人			40人		

(2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際：
 - 一 都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記。[義務標準法第4条関係]
 - 一 市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出制とする。[義務標準法第5条関係]

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】



- 学級編制に関する市町村教委の主体性を教員定数配分の観点からも担保
 - 一 都道府県教委が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記[地教行法第41条関係]
 - 一 都道府県教委に対し、市町村教委の意見を十分に尊重することを義務付け[地教行法第41条関係]

※国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担
※都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(県費負担教職員)

変更なし

(3)教職員定数に関する加配事由の追加等〔義務標準法第7条及び第15条関係〕

- ① 教職員定数の加配措置に係る数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、必要かつ十分なものとなるよう努める。
- ② 加配事由を拡大し、以下を明記
 - ・小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導が行われる場合
 - ・障害のある児童生徒に対する特別の指導が行われていることその他障害のある児童生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情

(4)その他

- ① 公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方について検討。〔改正法附則第4項関係〕
- ② 市町村教委が公立の義務教育諸学校の学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、この法律による改正後の小学校1年生の学級に係る1学級の児童数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした特段の事情がある場合には、都道府県の教育委員会は、教職員定数に関し、教育上特別の配慮をすることができる。〔改正法附則第5項関係〕
- ③ 東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域の学校及び被災児童又は生徒の転学先の学校において、被災児童又は生徒の学習支援や心のケアを行うため、国及び都道府県教育委員会は、教職員定数に関する特別の措置を講ずる。〔改正法附則第6項関係〕

3. 施行期日

公布の日。ただし、2(2)に関する規定は平成24年4月1日。

【参考】学級編制の標準に係る法的効果

<学級編制の標準>

小1 : 35人

小2～中3 : 40人

(義務標準法第3条)

学級編制

国の標準に基づき都道府県教委が基準を設定(義務標準法第3条)

都道府県教委の基準を標準として市町村教委が児童生徒の実態を考慮して学級を編制(義務標準法第4条)

法的効力を有する学級規模に関する基準

教職員定数

都道府県教委の定める学級編制基準による学級数に基づき、当該都道府県の教職員定数の標準を算定。これに基づき、都道府県が県費負担教職員の定数(都道府県ごとの総数)を決定(義務標準法第6条、地教行法第41条)

都道府県教委が市町村における児童生徒の実態や市町村立学校の学級編制に係る事情等を勘案して、市町村別の学校の種類毎の定数を決定。この場合、都道府県教委は市町村教委の意見を十分に尊重。(地教行法第41条)

給与負担

都道府県の定数に基づき配置される教職員の給与を当該都道府県が負担(市町村立学校職員給与負担法第1条)

国庫負担

国の学級編制の標準に基づく教職員定数の給与の1/3を国が負担(残りの2/3は地方交付税措置)(義務教育費国庫負担法)

義務教育費国庫負担金の算定基準としての性格